令 和 5 年 度

定期監査(事務監査)結果報告書
(前　期)

令和６年１月 16 日提出

登 米 市 監 査 委 員

令和５年度定期監査（事務監査）前期の結果について、登米市監査基準第 20 条第１項に基づき、次のとおり報告する。

１　監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第４項の規定に基づく監査）

２　監査の対象

（１）予算の執行事務（収入、支出）
（２）契約事務（工事、業務委託等）
（３）財産管理事務（公有財産、物品）
（４）その他（補助金交付等）

３　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種事務の執行が法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げているかを検証するとともに、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き実施した。

４　監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、事務事業の状況について関係職員から説明を聴取し現状の把握をした。

また、登米市監査基準第19条に基づき、対象部署から監査委員の講評に対する弁明又は見解の聴取を行った。

なお、登米児童館、中田幼稚園、登米小学校、南方中学校、視聴覚センターについては、事務局職員による現地調査を実施したほか、その他の保育所(園)、児童館、子育て支援センター、小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター、図書館、石ノ森章太郎ふるさと記念館、中田生涯学習センター、登米懐古館については、事務局職員による書面調査を実施した。

５　監査の日程

前期日程については、令和５年 10 月 25 日から同年 11 月 15 日まで、下記の部署を対象に実施した。

実施月日	対　象　部　署	
10 月 25 日	市民生活部	環境課
		国保年金課
10 月 26 日	市民生活部	健康推進課
		新型コロナウイルスワクチン接種対策室
10 月 27 日	福祉事務所	生活福祉課
		長寿介護課

10 月 30 日	福祉事務所	子育て支援課
	市民生活部	市民生活課
11 月 1 日	消防本部	消防総務課、予防課、警防課、指令課
	環境事業所	衛生センター、クリーンセンター
11 月 7 日	産業経済部	農政課
		地域ビジネス支援課
11 月 8 日	産業経済部	産業総務課
	農業委員会	農業委員会事務局
11 月 9 日	産業経済部	農林振興課
11 月 10 日	建設部	道路課
		住宅都市整備課
11 月 13 日	建設部	建設総務課
	教育委員会	生涯学習課、文化財文化振興室
11 月 14 日	教育委員会	上沼小学校
		豊里中学校
11 月 15 日	教育委員会	学校教育課、学校再編推進室、活き生き学校支援室、学校給食センター、教育支援センター
		教育総務課

6　監査の執行者

監査委員　中津川　源　正
監査委員　千　葉　良　悦
監査委員　岩　淵　正　宏

7　監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

各部署に共通する項目は総括事項に、部署ごとに改善を必要とする事項については、指摘事項に記述するとおりである。

また、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、指導事項として関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

なお、監査結果の指摘事項に対して措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知されたい。

【総括事項】

総括事項は、事務事業を遂行するために各部署での共通認識と検証が必要な事項である。それぞれの事務事業について、何に基づいて行っているのかを常に意識し、根拠法令等をしっかりと理解の上、事務処理にあたられたい。

1　予算執行について

新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類に引き下げられたことにより、事業の実施及び予算の執行については、おおむね計画どおりに執行されている。しかし、物価高騰等の影響のほか資材の納入の遅れなどから、事業の進捗に遅れがみられるものもある。

今後の予算執行においては、多額の不用額の発生や多くの事業が繰り越しとならないよう意を用いるとともに、年度末での駆け込み執行などには十分留意され、予算の適切な執行管理に努められたい。

2　債権管理について

債権を管理する部署においては、電話連絡や訪問などの積極的な納付勧奨により、未収金の解消につなげるなど、日ごろの徴収努力の結果が見られる。一方で、未収金の解消に時間を要する案件も見受けられていることから、まずは現年度未収金の発生を出来るだけ防ぐよう取り組まれたい。

また、債権の回収にあたっては、債務者一人ひとりの生活実態等を把握し、粘り強く交渉され、督促・催告・訪問などの対応経過をしっかり記録し管理されるとともに、連帯保証人に対する請求や法的手続き等についても適切な時期を検討されるなど、今後も債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づく計画的な取組を行われたい。

なお、回収が困難と思われる場合には、法令等に基づき不納欠損処分を行うなど、適正な債権管理に努められたい。

3　適正な事務処理について

これまでの監査において指摘した内容や口頭で改善を促していたものについては、多くの部署で改善に向けた取組が進められており、適正な事務処理が浸透しつつある。しかし、一部の部署においては次の事例などが繰り返されていることから、改めて、職員一人ひとりが法令等に沿った事務処理をされるよう努められたい。

（１）文書への収受日付印や決裁日付印の押印漏れ、文書の発送時における施行日の未記入など、初歩的な誤りが散見されている。文書取扱規程及び文書取扱担当者会議で示された文書の適正な取扱いを再度確認し、徹底されたい。

（２）現金取扱簿、切手等受払簿等について、金額の記載誤りによる帳簿の不整合や記入漏れ、確認者の押印漏れなどが散見されている。文書の取扱いと同様に初歩的な誤りであることから、財務規則及び公金等取扱マニュアルを確認し、適正な取扱いを徹底されたい。

（３）補助金等の交付における事務手続きについて、交付決定通知書の作成誤りや、申請書受理から交付決定までに時間を要した案件が見られたことから、交付規則等を遵守し、速やかな事務処理を徹底されたい。

（４）修繕業務において、予定価格が 20 万円未満の案件として、短期間の間に同一業者からの１者見積により契約を行ったものが複数見受けられた。修繕については必要性があったものと理解するが、分割発注ではないかといった疑義が生じることの無いよう、適正な事務処理を行われたい。

（５）特命随意契約により締結した災害復旧関連の委託業務において、随意契約理由が地方自治法施行令第 167 条の２第１項の要件を拡大解釈したと思われる案件が見受けられた。事業の特性上、随意契約を締結せざるを得ない場合はあるものの、競争性を担保するという基本的な考え方を再度確認の上、必要に応じて２者以上の見積り合せや入札により執行されるよう留意されたい。

４　前回指摘事項の処理状況について

監査の指摘事項に対する措置の状況については、現在解消に向けた取組が進められており、おおむね適正に処理されていた。

【指摘事項】

監査において、次のとおり改善を要する事例が見られたので、関係法令に基づいた適正な事務処理をされたい。

１．産業経済部

■農政課

畜産経営飼料価格高騰支援金の交付において、不適切な事務処理により支出が大幅に遅れた事案があった。正しい事務処理を行えば国庫補助金が財源となるもので、市の信用失墜につながる大変遺憾な事案であると捉えている。今後同様の誤りが発生しないよう再度検証を行い、再発防止に向けた対策を講じられたい。

２．建設部

■道路課

委第 11 号赤坂線用地測量業務における設計金額の積算誤りについては、入札に参加した事業者及び市民の皆様の信頼を大きく損なう事案であった。今後、登米市建設技術調整委員会での再発防止に向けた検討や、課内において積算時のチェック体制のさらなる強化を進められ、改めて、職員一人ひとりが職務に対する責任感や向上心を持って業務を行うなど、改善に取り組まれたい。